

昭和三十三年十一月八日(金曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事 権名 隆君 理事 高橋 禎一君

理事 長井 源君 理事 福井 盛太郎君

理事 猪俣 浩三君

小林 銜君 世耕 弘一君

林 博君 古島 義英君

横川 重次君 神近 市子君

佐竹 晴記君 坂本 泰良君

田中幾三郎君 吉田 賢一君

出席 國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席 政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

委員外の出席者

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

警視總監 川合 壽人君

専門員 小林 貞一君

十一月五日

委員宇都宮徳馬君、福田篤泰君、古

屋貞雄君及び細田綱吉君辞任につ

き、その補欠として戸塚九一郎君、

三木武夫君、風見章君及び片山哲君

が議長の名で委員に選任された。

同月八日

理事小島徹三君辞任につき、その補

欠として高橋禎一君が理事に当選し

た。

十一月七日

中国商品展覧会準備工作員の指紋問

題解決に関する請願(原茂君紹介)

(第一三三号)

更生保護事業の強化に関する請願

(大石武一君紹介)(第一三四号)

の審査を本委員会に付託された。

十一月六日

売春防止法施行期日延期に関する陳

情書(長崎県島原市島原商工会議所

会頭松尾滋吉)(第五五号)

中国商品展覧関係者の指紋押なつに

関する陳情書(名古屋市議會議長近藤

良吉)(第五六号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

法務行政及び人権擁護に関する件

○三田村委員長

これより法務委員会

を開会いたします。

議事に入ります前に、理事の補欠選

任についてお諮りいたします。ただい

ま理事小島徹三君より理事辞任の申

出がありましたので、これを許可いた

したいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三田村委員長 御異議なしと認め、

さよう決定いたします。

次に、ただいまの小島徹三君理事辞

任に伴い理事が一名欠員になりました

ので、高橋禎一君を理事に指名いたし

たいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三田村委員長 御異議なければ、高

橋禎一君を理事に御指名申し上げま

す。

○三田村委員長

それでは法務行政及

び人権擁護に関する件を議題として調

査を進めることにいたしますが、この

際から二、三の重要な案件について

法務大臣の御所見を伺っておきたいと

思います。

第一はいわゆる汚職追放のための立

法措置の問題、第二は暴力追放のため

の新立法の問題、第三は売春防止法の

刑事規定実施に必要な立法措置の問題

であります。

岸総理は、今国会の施政方針演説で

いわゆる三悪の追放、すなわち汚職、

暴力、貧乏の追放を強調され、また、

先般来行われた全国遊説の際にも、こ

の新いスローガンの実行を国民に公

約してこられたのであります。その三

悪の中の汚職、暴力の追放は当法務委

員会の所管であるとともに法務省の所

管に属する案件であります。法務当局

においてもこの岸首相の方針に従って

それぞれ立法上、行政上の措置につ

いて準備を進めておられることと思

うておりますが、汚職追放のためのい

ゆるあつせん収賄罪等制定に関する立

法上の準備及び暴力追放のための新立

法についてどのような構想、方針を

持っておられるか、伺っておきたいの

であります。

また、売春防止法の刑事規定実施に

必要な保安処分については、前国会の

末期に法案提出の用意をされたように

聞いておりましたが、現在どのような

準備がなされているか。この法律の刑

事規定は明年四月一日から自動的に発

効するのでありますから、そのための

必要な立法措置、行政措置は、本来な

らば今回の臨時国会に提出されること

が妥当でなかつたかとも思われるので

あります。

御承知のように、次の通常国会にお

いては前国会から継続審査されてお

ります最高裁判所の機構改革に関する法

案の審査を完了しなければなりません

し、今申しました汚職、暴力追放に必

要な新立法、売春防止法完全実施のた

めの立法措置など、重要案件が本委員

会に付託されてくるのが予想されま

すので、政府においては、法案が一時

に重なる提出されないよう、すなわ

ち委員会における審議期間など十分考

慮して提出されることを要望すると

ともに、当委員会においても、この際以

上の諸案件について政府当局の準備、

構想、方針の概要を伺って、あらかじめ

審査の参考にいたしたいと思つてお

ります。

以上の趣旨を申し上げ、法務大臣の

御所見をこの際伺っておきたいと思

います。

○唐澤國務大臣

ただいま委員長から

次の通常国会への法務省関係の立法措

置についてのお尋ねがございました。

大体三件になるかと思つております。

次にお答え申し上げますが、順

まず、あつせん収賄罪についての立

通常国会、しかもなるべく早い機会に

法律案を具して提案し、御審議を願

いたいと思つて、目下準備を急ぎつ

つあるところでございます。

暴力追放に関する立法措置につきま

しても全く同様でございます。

また、売春防止法関係の法律案で

ございますが、これは、大まかに申し

まして、売春防止法そのものの一部改正

の法律案と、また、別にかりに今補導

員法案という名前前で準備をいたしてお

りますが、別個の法律案、この二つの

法律案、これは大体準備がもうできて

おりますから、次の通常国会の劈頭に

も提案して御審議を願いたい、かよう

に考えております。

○猪俣委員

ちよつと今に關連して

……あつせん収賄罪の問題でありま

すが、これは、議員立法といたしまし

て、社会党が全員の提案及び賛成を得

まして第二十六国会に正式に提案をい

たしてお命のです。継続審議になつて

おると思つて、政府はそんな苦勞

して新しいものを出さぬでも、これに

同調してその審議を進めたらいいの

じゃなかつたらどうかと考えられるの

です。

○唐澤國務大臣

ただいま社会党提案

の継続審議になつております法律案

については御発言がございました。こ

れは政府も前々から十分研究をいたし

ております。ただ、政府の考えてお

ります法律案は多少これと内容を異

にいたしましたから、政府としては、

かように考えております。

○猪俣委員 社会党の提案は、実は、前にもたびたび、政府の原案として出しましたもの、それらとことごとく参照しまして、また各国の規定も参照しまして、練りに練って出したものであります。元来、三権分立の精神からするならば、立法は私は議員立法というものが理想的な形でなければならぬと思う。しかし、日本は何らかの政府から出さぬとそれがほんとうのものじゃないうような印象があるのであります。一体社会党の出した案と政府の案とはどこが違っているのでありましようか。私も、理想的案として、ほんとうに政界の雨正をはかる意図のもとに出すとするならば、この法案以外の方法はなからうかと考えて出しておるものですが、どういふところが政府の気に入らないで、政府は一体どういふ独自のものを提出しようとするのか。それも、何か出すのか出さぬのかとどきどきあいまいなような態度になっておるのであります。社会党の原案がどこが気に入らないで政府の原案を出そうとなさるのであるか。社会党の原案と政府の御構想との差異のおもなる点を御釈明いただきたいと思う。それから、いたずらに時日をかせぐことになつて、すでに法案が出て継続審査になつておるものを、また政府が新しい提案をするということになつて、その審査を停頓させておるような形になる。もし異議なければ、社会党の原案を与党も支持してこれを通過させるならば、ほんとうに早くあつせん収賄罪を成立せしめたいならば、最もそれが近道のはずなんです。それを、何かあてもないこうでもないといつて、

政府の原案を出す出すといつて今日まで延びてきているのであります。どういふ点が違つているか、そこを一つ御釈明いただきたいのであろうか、その点一つ御釈明願いたいと思つておる。もう一つ御釈明願いたいと思つておる。その点、世論は、あつせん収賄罪なんていふものは、出す出すといふが、あれは遊説のときの道具で、出す意思はないのだ。ほんとうにやるつもりならば、社会党の原案があるのだから、それに同調してやつてしまえばいいじゃないかといふ意見もあるのではありません。そういう意味におきまして、どういふところが一体お気に召さないのであるか、政府はどういふところを違えて出そうとするのであるか、その点を御釈明いただきたいと思つておる。われわれがほんとうに苦しんで出しておりますそのものがたまたまならし出してしまつて、今日まで審議が進められない。それが私どもには、何かあつせん収賄罪の成立を与党及び政府自身が妨害しながら、国民には出す出すぞといふふうな宣伝だけはやつておるといふふうな受け取れるのです。だから、どういふところが修正して、どういふ案として出そうとするのであるか、その点を肝心のところを御釈明願いたいと思つておる。

○廣澤国務大臣 政府といたしましては、次の通常国会の、しかも早い機会に提案をいたしたいといつても、もつて目下準備中でございますが、どういふ規定、どういふ内容で立案するかというところは今研究中で、きまつておりません。猪俣委員も御承知の通りに、社会党から御提案になつておる

まする法律案は、かつて昭和十六年かど記憶いたしますが、その当時の国会に諮つた案でございます。今法務省におきまして研究、協議をいたしておる案は、多少社会党案と趣きを異にしておるのでございますが、御承知のように、法務省の刑法、民法、刑訴、民訴等に関する改正案は、従来から法制審議会にかけ、また法制審議会以外の法曹会の権威者にも相談をいたしておるところでございます。これはできてしまえば条文はきわめて簡単なものかもしれませんが、もし、その内容をいかにするかといふことは、従来からそのために学者間にも非常に論議があり、意見の相違がある。その間に立ちまして、法務省といつたしましては、でき得る限り慎重に調査をいたしまして、法制審議会の意見等も承りまして、その上で提案したいと思つておるわけでございます。ただいまお言葉のうちに、出す出すのといつて、ついに流してしまふのではないかと、さういふことは絶対に考えておりません。必ず次の通常国会には案を具して御審議を願いたいと思つておる。

○猪俣委員 そうすると、法務省の原案なるものができて、法制審議会が今審議中でありませうか。また法制審議会そのものにも出ておらぬのであります。一体準備中と申しますが、どういふ程度の準備をなさつておるのか、国民の疑惑にこたえまして具体的に御説明いただきたいと思つておる。

○吉田(賢)委員 関連して……たい、かように考えております。ちよつと今の件ですが、大事なことでありますので、その時期の問題を繰返して悪いようでありますけれども、これはやはり相当問題点もあると思つておる。ほんとうに成案を得て来国会におきまして成立を希望しておられる場合には、劈頭提案するとかんたかしなければ間に合はぬのじゃないだろうか。あるいは人いわく、出すにしても四月になつてから出す、そういうことさえ言つておる者もあるのではありません。まさかそういう不誠意なことはないと思つておる。これはやはり法務大臣が主管庁でありますので、国会の劈頭ないしは一月中にも提案をするという準備を進める御用意はありますか。法制審議会もいじくつて数カ月これに時間をとりましたならば、おそらくは両院の通過はしないのであります。世論にこたえるゆゑんではないと思つておる。でありますので、休会明けにも出す、あるいは一月中にも出す、うなづもりで準備を進める、こういうふうなこともできませんか。もしくはさういふような御意思も持つておられませんか。その辺をもう少し、審議会へかけるということではなしに、国会へかける時期を具体的にしておいてもらいたいと思つておる。

○廣澤国務大臣 審議会へかける時期よりは国会へかける時期の方がもちろん大切でございます。それを中心にして、それから計算しまして、審議会へいつごろかけようかといふようなことをめどに準備を進めておるわけでございまして、時期の問題で、時期をず

○唐澤国務大臣 まだ法制審議会へかけるところまで参つておりません。部内で研究をいたしておられますが、なるべく早く案を具して法制審議会にかけていきたいと思つておる。

○猪俣委員 そうすると、もうこの臨時国会には間に合はぬといつた。普通国会ももう十二月から始まる。そうすると、法制審議会にはいつごろ御提案の御予定でありますか。予定なしにやつておるわけじゃなからうかと考えます。国会の開会日はきまつておりますから。

○唐澤国務大臣 先ほども申し上げました通り、次の通常国会にはでき得る限り早い機会、必ずでき得る限り早い機会に案を具して御審議を願う。それから逆算いたしまして、法制審議会へかけるという時期がきまつてくるのでございまして、法務省といたしましては、でき得る限り早く案を具して法制審議会へかけたいと思つておる。それから、どうぞ一つ御了承願います。

○猪俣委員 ですから、一体いつごろかける予定で今立案なさつておるのか、大抵の予定があると思つておるのか、通常国会の開会を迫つておるし、しかも早く提案なさるといふ御意思であるならば、いつごろ法制審議会にかけて、いつごろ結論を得て、いつごろ提案するといふ予定が、もう十一月です。それから、あらねばならぬはずでございます。そこで、法制審議会はいつ開いて、いつごろかけるような準備を進められておるか、その具体的なことを承りたいと思つておる。

○唐澤国務大臣 今私が考えておりますところは、まあ今月一ぱいあるいはおそくも来月には法制審議会にかけ

らしてそのために審議も十分にいかない、あるいは不成立になるというような御懸念でございしますが、私といたしましては、必ず来国会の早い時期に提案をいたしまして、その時期の関係で法案不成立をはかるような、そういう不信感などは絶対にはいたしませんから、御了承を願いたいと思っております。ただ、いつ何日という日にちを限って申し上げまして、もし準備の都合で一生涯命やってもそれに間に合わない、約束を破ることになりますから、必ず早い機会に出すように準備をいたしますから、どうぞ御了承を願いたいと思っております。

○古田(賢)委員 今御準備になっておる点につきまして、まさに法制審議会にかけようという際でありますので、今月中と申しましてまさに三分の一を経過せんとするときでありまして、かなり内部的には論点が次第に固まったものと思っております。一度固まっても、また再検討また再検討というものが、これが常でありますので、そこで伺ってみたいのであります。社会党の案におきましては、犯罪の主体を公務員に限定しております。他國の立法例なんかによりまして、たとえばフランスの一九四五年の刑法あるいはチェコの五〇年の刑法なんかによりまして、犯罪の主体は明確にいたしておりませんが、やはりこの点は非常に重大なことであらうと思っております。大体今議論になっております犯罪の主体につきましては、公務員に限定する方向でいこうとするのか、公務員ならずとも、やはり公正な公務員の職務に威力

その他の影響を与えるような行為は、公務員以外といえどもあつせん収賄罪で縛つていこうとするのか、その辺はどういうふうなふうな議論がされておりましたか。最終の固まった意見として聞かなくても、法務大臣としては当委員会が相当な御所見は述べてほしいと思ひますか、いかがですか。

○竹内説明員 私からお答え申し上げます。ただいまおっしゃる通りに、最終的に固まった案はできておらないのでございしますが、事務当局におきまして検討いたしておりますところでは、犯罪の主体を、何人もとしないで、一応公務員にしばりまして、その公務員の中には、戦刑法のように官公署の職員だけではないで、刑法七条にいわゆる公務員を含む、全部を含む公務員というものを犯罪の主体ということに考えて準備をいたしておりますのでござい

○古田(賢)委員 なお詳しくは別の機会に伺うことにはと思ひますが、そこで、国会議員などの活動になりまして、党の方針あるいは党の政策としてきまるということもあるわけでありまして、党の一般的な方針がある、もしくはある法案あるいはある事項について党の方針がきまった場合、たとえば政務調査会あるいは政策審議会、こういうところできめられたもの、たまたま一致してある、ある事項をあつせんするときにその事項が党の大きな基本方針に基くものと一致してある、こういうような場合には、かなり実際問題として区別がしにくいようなところがあるのであります。一例をあげますなら

ば、一般的な文教政策というような場合にございまして、あるいはそういうような文教政策のある種の方針なり政策がきめられておる具体的原則がある、そういう党の政調会において決定しておりするもの、そうして、実際に部外から、一般国民からいろいろあつせん方依頼を受けるようなもの、一致をする場合がいろいろ出てくると思ひます。そういう場合に、全部の方針に従つてやっておるということはいくのらうか、あるいは、個々のものとの混淆しておるものは、当事者の意思あるいは依頼者との関係などで具体的に区別して処理するということにならぬのであらうか。そういう部分については実際問題といたした例示でずいぶん承わらなくちゃならぬと思ひますが、承わらなくとも、相当重要な問題点でないだらうか、こういうふうな考えておるのですが、そういう点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○竹内説明員 詳細にはいざれ提案をいたしました際に御審議をわすらわす問題でございすけれども、今の御質疑は、結局あつせんがいろいろ種類があつて明確でないような場合もあるのではありませんかという御心配もその背後にあつての御質疑のうちに伺つたのでございす。その点につきましても、昭和十六年の政府案が否決を受けましたときのいきさつ等も詳細に検討いたしました。なるべく疑義のないような方法で案文がでないものかというところに苦心をいたしておるのでございす。

○古田(賢)委員 それは実際問題としての設例をもつてお尋ねしておりますので、きょうはそこへ入ることを見合せておきます。このあつせん行為の違法性の問題は、この法律のいわゆる事実上の難点だといふふうにいわれておることであらうと思つておるのですが、さらに、もう一つの問題といたしまして、最近の収賄罪の傾向が逐次直接の職務行為にあらざる関連行為の場合までかなり広範囲に違法性を認める傾向に判例はなつておるものと思ひます。こういういふことはもう少しいわゆるある職務に影響を与えるというその範囲というものを、収賄罪の判例の傾向等にかんがみまして、できるだけ広くきめていくという方向に持つていくことが必要ではないだらうか。もつとも、これは、単にあつせんというふうな言葉で、あつせんして職務に影響するといひますか公務員が他の公務員などの職務に影響を与えるような場合を法律の文言上で限定するということ、相当技術的に困難かと思ひますけれども、私的に言うのは、やはり収賄罪の判例の傾向にかんがみまして、できるだけ広くこれが違法の範囲を含めるといふことがこの際必要ではないだらうか、こういうふうな考えておるのですが、それらの点について御見解は大体どういふふうになつておるのですか。

○竹内説明員 判例はだんだん、純粹に職務行為自体だけになく、それに関連する密接なる行為にまで、百九十七条の単純収賄罪の規定の範囲が解釈上広められていく傾向にあるのではないかと、最高裁の判例の傾向は、むしろその逆のように私どもは考えております。戦前の大審院の判例の傾向は、た

だいま古田委員が御指摘のように、かなり広い範囲を職務行為と見ておつたようでございますが、最近の最高裁の判例は、かなり狭く解釈しておるのであつて、むしろ狭い方向にしばられておるようには私どもは感じております。この点がやはりあつせん収賄罪をどうしても必要とするということになるかと思つたのでございまして、これらの点を、判例の傾向、学説等も慎重に検討いたしました。立案に當つておるのでございす。

○三田村委員長 世耕弘一君。○世耕委員 私には二、三点簡単に尋ねておきたいと思つたのでございす。まず第一に、先般来この委員会で問題になりました黙秘権の問題です。やもすると世間ではこの黙秘権の問題を非常に誤解して伝えられておるようになり得られるのであります。なお、特にニュース・ソースの問題についてそれが深く感ぜられるのであります。この機会にあらためて政府側の言明をしていただくことが適当じゃないか、こう考へましたので、この点最初にお尋ねしておきたいと思つたのであります。大臣からか、あるいは局長さんからか、御説明をいたしたいと思ひます。

○竹内説明員 黙秘権の問題は、刑事訴訟法の百四十六条に「何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる」とあつて、これは捜査にも援用されたりしております。要するに、自分に不利益な供述を黙秘することができるといふのが、いわゆる黙秘権といわれるものでございす。新聞で報道されてお

るもので、きょうはそこへ入ることを見合せておきます。このあつせん行為の違法性の問題は、この法律のいわゆる事実上の難点だといふふうにいわれておることであらうと思つておるのですが、さらに、もう一つの問題といたしまして、最近の収賄罪の傾向が逐次直接の職務行為にあらざる関連行為の場合までかなり広範囲に違法性を認める傾向に判例はなつておるものと思ひます。こういういふことはもう少しいわゆるある職務に影響を与えるというその範囲というものを、収賄罪の判例の傾向等にかんがみまして、できるだけ広くきめていくという方向に持つていくことが必要ではないだらうか。もつとも、これは、単にあつせんというふうな言葉で、あつせんして職務に影響するといひますか公務員が他の公務員などの職務に影響を与えるような場合を法律の文言上で限定するということ、相当技術的に困難かと思ひますけれども、私的に言うのは、やはり収賄罪の判例の傾向にかんがみまして、できるだけ広くこれが違法の範囲を含めるといふことがこの際必要ではないだらうか、こういうふうな考えておるのですが、それらの点について御見解は大体どういふふうになつておるのですか。

○竹内説明員 黙秘権の問題は、刑事訴訟法の百四十六条に「何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる」とあつて、これは捜査にも援用されたりしております。要するに、自分に不利益な供述を黙秘することができるといふのが、いわゆる黙秘権といわれるものでございす。新聞で報道されてお

るもので、きょうはそこへ入ることを見合せておきます。このあつせん行為の違法性の問題は、この法律のいわゆる事実上の難点だといふふうにいわれておることであらうと思つておるのですが、さらに、もう一つの問題といたしまして、最近の収賄罪の傾向が逐次直接の職務行為にあらざる関連行為の場合までかなり広範囲に違法性を認める傾向に判例はなつておるものと思ひます。こういういふことはもう少しいわゆるある職務に影響を与えるというその範囲というものを、収賄罪の判例の傾向等にかんがみまして、できるだけ広くきめていくという方向に持つていくことが必要ではないだらうか。もつとも、これは、単にあつせんというふうな言葉で、あつせんして職務に影響するといひますか公務員が他の公務員などの職務に影響を与えるような場合を法律の文言上で限定するということ、相当技術的に困難かと思ひますけれども、私的に言うのは、やはり収賄罪の判例の傾向にかんがみまして、できるだけ広くこれが違法の範囲を含めるといふことがこの際必要ではないだらうか、こういうふうな考えておるのですが、それらの点について御見解は大体どういふふうになつておるのですか。

るもので、きょうはそこへ入ることを見合せておきます。このあつせん行為の違法性の問題は、この法律のいわゆる事実上の難点だといふふうにいわれておることであらうと思つておるのですが、さらに、もう一つの問題といたしまして、最近の収賄罪の傾向が逐次直接の職務行為にあらざる関連行為の場合までかなり広範囲に違法性を認める傾向に判例はなつておるものと思ひます。こういういふことはもう少しいわゆるある職務に影響を与えるというその範囲というものを、収賄罪の判例の傾向等にかんがみまして、できるだけ広くきめていくという方向に持つていくことが必要ではないだらうか。もつとも、これは、単にあつせんというふうな言葉で、あつせんして職務に影響するといひますか公務員が他の公務員などの職務に影響を与えるような場合を法律の文言上で限定するということ、相当技術的に困難かと思ひますけれども、私的に言うのは、やはり収賄罪の判例の傾向にかんがみまして、できるだけ広くこれが違法の範囲を含めるといふことがこの際必要ではないだらうか、こういうふうな考えておるのですが、それらの点について御見解は大体どういふふうになつておるのですか。

においてこの再逮捕というよりな処置はなるべく避けなければならぬということにいたしておきます。しかしながら、御承知のように、人を逮捕する強制処分を用いることは、非常に厳格な条件のもとにおいてのみ許されることとされています。刑事訴訟法の諸規定はすべてその点について詳細な規定を設けているのでございます。一方において、犯罪を捜査して真相を明らかにいたしますために、また検察庁としてなし得る方法として逮捕という強制処分を認めておるのでございます。逮捕の条件というものはきわめて厳格に備えられた事情が起つて参ります場合には、また引き続き身柄を拘束しなければ真相を明らかにし得ないというよりな事実も、これまた絶無ではないのでございます。そういうよりなことになつて参りますと、こういう再逮捕のよりなものは避けなければならぬのでありますけれども、拘留期間というものは制限がござります。そこで、その制限の期間中に処理ができて、さらにまた新たな事実によつて逮捕の事由が発生したような場合、避けたいのでありますけれども、もしそれを再逮捕しなければ事実の真相が明らかにならぬ、こういったような場合におきましては、人権侵害との関係も十分考慮の上、その法に従つて再逮捕をする場合もあり得るのであります。し

まらぬ批判を受けてかえつて司法権の尊厳を傷つけるような行為はなるべく避けたいと思つておられます。むろん意味で、むしろ端的に言えば権力を悪用せぬことを注意願いたいというのが私の今の質問の要旨であります。さらに、もう一点伺つておきたいのは、この間法務大臣もおっしゃったが、検事総長もおっしゃったと思ひましたが、逮捕あるいは証拠調べをだんだんして、最後に起訴なり逮捕の形をとつていくという経路を御説明になつたと思ひますが、たとえば眞鍋君の事件をかりに想像してみますと、もう一カ月くらい前から、逮捕される逮捕されるという新聞記事が盛んに出ておつたのです。まあ犯罪人じゃなくても、そういううわさがたつと、もう証拠隠滅をはかるくらいのは、人情として被疑者としてありがちなことだと思つたのです。眞鍋君の例を一つとつては失礼になるのですが、実例として申し上げますならば、もう一カ月前から逮捕するぞ逮捕するぞと云つておつたくらいだから、十分証拠資料を集めておつたのではないかと。集めておつたなら、むしろ逮捕、拘留する必要はないんじゃないかと。そういう点はどういうふうに判断していいのかわかりませんが、証拠隠滅というのを防止するための逮捕拘留であるならば、かえつて人権をじゅうりんとした形という結論が出るのではないかと。この点はどう判断していいか。これも世間の一つの誤解を起しておる。ただ単に突然逮捕されるというならいざ知らず、新聞では一カ月前から逮捕されるだろうという

よると、新聞記者から追ひ回されてい

前から予見されておつたものではないのでございます。のみならず、相手方の贈賄者につきましては、ずっと前に、十月十二日、次いで十六日でございますが、三人の者がそれぞれ逮捕されております。これらの人たちは、眞鍋議員に贈賄をしたという嫌疑で逮捕されて取調べを受けております。今のお話のようなこととさせていただきますと、そういう嫌疑があるなら取賄者も当然嫌疑があるだろう。さうおぼしめすかもしれませんが、さうではなくて、贈賄者の方はそういう嫌疑を受けました。これはいろいろ罪には限りませんが、ことに、物的証拠に乏しい。関係者の供述によつて明らかになつてくるような事件におきましては、いろいろ例をとつて申しますれば、金をやつた、もつたというだけでは、決してわいろ罪は成立しないことは、事の道理上当然でございますが、ことに、先ほども申しました職務に關しというよりなこと一つをとりました。果して職務に關する行為であつたかどうか、またそれが趣旨を了として贈つたか受け取つたかという点は、非常にデリケートな証拠関係があるのでござります。贈賄者側が金をやつたということ

のにしておいて逮捕するといつたよう

さらぬ批判を受けてかえつて司法権の尊厳を傷つけるような行為はなるべく避けたいと思つておられます。むろん意味で、むしろ端的に言えば権力を悪用せぬことを注意願いたいというのが私の今の質問の要旨であります。さらに、もう一点伺つておきたいのは、この間法務大臣もおっしゃったが、検事総長もおっしゃったと思ひましたが、逮捕あるいは証拠調べをだんだんして、最後に起訴なり逮捕の形をとつていくという経路を御説明になつたと思ひますが、たとえば眞鍋君の事件をかりに想像してみますと、もう一カ月くらい前から、逮捕される逮捕されるという新聞記事が盛んに出ておつたのです。まあ犯罪人じゃなくても、そういううわさがたつと、もう証拠隠滅をはかるくらいのは、人情として被疑者としてありがちなことだと思つたのです。眞鍋君の例を一つとつては失礼になるのですが、実例として申し上げますならば、もう一カ月前から逮捕するぞ逮捕するぞと云つておつたくらいだから、十分証拠資料を集めておつたのではないかと。集めておつたなら、むしろ逮捕、拘留する必要はないんじゃないかと。そういう点はどういうふうに判断していいのかわかりませんが、証拠隠滅というのを防止するための逮捕拘留であるならば、かえつて人権をじゅうりんとした形という結論が出るのではないかと。この点はどう判断していいか。これも世間の一つの誤解を起しておる。ただ単に突然逮捕されるというならいざ知らず、新聞では一カ月前から逮捕されるだろうという

よると、新聞記者から追ひ回されてい

前から予見されておつたものではないのでございます。のみならず、相手方の贈賄者につきましては、ずっと前に、十月十二日、次いで十六日でございますが、三人の者がそれぞれ逮捕されております。これらの人たちは、眞鍋議員に贈賄をしたという嫌疑で逮捕されて取調べを受けております。今のお話のようなこととさせていただきますと、そういう嫌疑があるなら取賄者も当然嫌疑があるだろう。さうおぼしめすかもしれませんが、さうではなくて、贈賄者の方はそういう嫌疑を受けました。これはいろいろ罪には限りませんが、ことに、物的証拠に乏しい。関係者の供述によつて明らかになつてくるような事件におきましては、いろいろ例をとつて申しますれば、金をやつた、もつたというだけでは、決してわいろ罪は成立しないことは、事の道理上当然でございますが、ことに、先ほども申しました職務に關しというよりなこと一つをとりました。果して職務に關する行為であつたかどうか、またそれが趣旨を了として贈つたか受け取つたかという点は、非常にデリケートな証拠関係があるのでござります。贈賄者側が金をやつたということ

のにしておいて逮捕するといつたよう

のにしておいて逮捕するといつたよう

○世耕委員 私の聞くのは、人権を擁護する建前と、もう一つは、世論のつ

よると、新聞記者から追ひ回されてい

前から予見されておつたものではないのでございます。のみならず、相手方の贈賄者につきましては、ずっと前に、十月十二日、次いで十六日でございますが、三人の者がそれぞれ逮捕されております。これらの人たちは、眞鍋議員に贈賄をしたという嫌疑で逮捕されて取調べを受けております。今のお話のようなこととさせていただきますと、そういう嫌疑があるなら取賄者も当然嫌疑があるだろう。さうおぼしめすかもしれませんが、さうではなくて、贈賄者の方はそういう嫌疑を受けました。これはいろいろ罪には限りませんが、ことに、物的証拠に乏しい。関係者の供述によつて明らかになつてくるような事件におきましては、いろいろ例をとつて申しますれば、金をやつた、もつたというだけでは、決してわいろ罪は成立しないことは、事の道理上当然でございますが、ことに、先ほども申しました職務に關しというよりなこと一つをとりました。果して職務に關する行為であつたかどうか、またそれが趣旨を了として贈つたか受け取つたかという点は、非常にデリケートな証拠関係があるのでござります。贈賄者側が金をやつたということ

のにしておいて逮捕するといつたよう

のにしておいて逮捕するといつたよう

いなこともわかりませんが、最近や
やともすれば司法当局に対する国民の
信頼が薄らいできてきているような感じが
する。これを私は維持していただきたい
。この意味において、一つ法務大臣
から御所見をいただければけっこうだ
と思います。

○唐澤国務大臣 ただいま世耕委員か
ら御指摘になったような事実、もしあ
りといえますれば、まことに遺憾な
ことでございます。私も法務大臣に
就任いたす前しばしばそういうよう
なことも聞いております。これらの点に
つきまして、かねがね重々申して注
意をいたしておることもございま
すし、将来ともそういうことのないよ
うにやっつけていきたいと考えており
ます。

○三田村委員長 本日はこれにて散会
いたします。
次会は公報をもってお知らせいた
します。

午後零時四十二分散会

昭和三十二年十一月九日印刷

昭和三十二年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局